

一般社団法人 日本高度実践看護学会 学会ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 日本高度実践看護学会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を適正に使用するための規則を定める。

(使用範囲)

第2条 以下の場合にロゴマークの使用を認める。具体的には、チラシ、パンフレット、ポスター、プログラム、ウェブページ、ノベルティグッズ、書籍・印刷物などの媒体への掲載とする。

- (1) 本学会が主催する事業における使用
- (2) 本学会が共催・協賛・後援する事業における使用
- (3) 本学会の活動推進、普及推進のための使用

(使用申請)

第3条 学会ロゴマークの使用にあたっては、原則として、事前に本学会事務局へ使用申請を行い、許可を得なければならない。

2 ただし、以下に該当する場合は、申請および許可を要しないものとする。

- (1) 本学会が設置する委員会における活動において、当該活動の目的に沿って使用する場合
- (2) 理事会があらかじめ承認した活動において、当該活動の目的に沿って使用する場合

(申請者の範囲)

第4条 本学会のロゴマーク使用申請を行うことができる者は、以下のいずれかに該当するものとする。ただし、第3条第2項に該当する場合を除く。

- (1) 本学会の会員
- (2) 本学会の理事会が承認した事業を実施する団体の代表者
- (3) その他、理事長が認めた者

(禁止事項)

第5条 次に定める事項に該当する使用を禁止する。

- (1) ロゴマークの形状を変更、歪曲化することを禁止する。
- (2) サイズの拡大・縮小は可、ロゴマークの縦横比の変更は不可とする。
- (3) 拡大・縮小にあたっては、ロゴマークに含まれるすべての文字部分が判読できるように表示するものとする。
- (4) 他のデザインとは一定間隔を保ち、他の文字やデザインと重ならないようにする。
- (5) 識別性の低い色との組合せや指定表示色以外での表示はしない。
- (6) ロゴマークの転用、および再配布は禁止する。
- (7) ロゴを使用する事業者が、事業内容についての全責任を負うものとし、ロゴの使用にあたって本学会は何らの責任を負わない。
- (8) 後日、使用条件等に合致しないことが明らかになった場合には、使用の取消しを行う。

(管理)

第6条 ロゴマークは、日本高度実践看護学会と事務局事務代行が管理する。ロゴマークの使用にあたっては、総務委員会が管理する。

(改廃)

第7条 本規程は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

この規程は、令和7年10月19日より施行する。